
判例研究

債権譲渡通知到達後の旧債権者に対する 弁済と民法478条適用の可否

東京高裁平成11年8月26日判決—平成11年（ネ）第1174号譲受債権請求控訴事件—判タ1084号197頁

古 屋 壯 一

【事実】

A（訴外会社）は、平成9年4月25日ころ、X（控訴人）に対して負っている債務の代物弁済として、AがY会社（被控訴人）に対して有していた指名債権（金銭債権）をXに譲渡する旨の債権譲渡契約をXと締結した。その譲渡通知は、同年同月28日午前12時ころY会社本店事務所（なお、Y会社は、代表者と従業員1名のみの有限会社である）に到達した。しかし、Y会社の従業員であったZは、代表者からの指示により、同年同月28日午前10時から同11時までの間に、A指定のB銀行支店の預金口座に債務の弁済のために送金するべく、Y会社の預金口座が存するC銀行支店に出向き、Y会社の預金口座からAの預金口座に電信扱いで送金することを依頼する旨の振込依頼書を窓口へ提出した。Zは、その他の用事を済ませるため、いったんC銀行支店から退出した。Zは、C銀行支店に再び来店する前に一度Y会社本店事務所に帰社し、Aが通知した譲渡通知書を受領したが、開封しないまま、用事で一日中不在であった代表者の机の上にこれを置いた。Zは、午後再びC銀行支店に来店し、午前中に依頼したA宛振込送金手続きの書類を受け取った。なお、C銀行支店がA指定のB

銀行支店A口座宛の振込通知書を発送したのは、同年同月28日午後3時16分のことであり、A口座に振込送金の記帳がなされたのは、その後のことである。Xは、債務者であるY会社に対する対抗要件は具備されているとして、Y会社に対して譲渡債権につきその支払を求めた。これに対して、Y会社は、譲渡通知がY会社に到達する前に債権者であるAに対する振込送金手続きを完了して有効な弁済をなしたのでその債務は消滅したとし、また、仮にその弁済が譲渡通知到達後であったとしても、Y会社のAに対する弁済は債権の準占有者に対する弁済であると主張した。Xが、訴えを提起。

原審（東京地判平成11年1月22日金判1062号17頁）は、争点を、①AのY会社に対する債権譲渡通知とY会社の弁済の先後、②その弁済が債権の準占有者に対する弁済にあたるか、の2点とし、①については、本件譲渡通知がY会社代表者に了知可能となったのは平成9年4月28日午前12時ころであり、Y会社がAに弁済したのはA口座に入金記帳された同年同月28日午後3時16分以降のことであるから、本件譲渡通知のY会社への到達は右弁済よりも先になされたとした。さらに、②については、債権譲渡が真実有効に行われたという認識を債務者が現実には有するに至るまでの間は、債務者に対する譲渡通知がなされた後であっても、譲渡人は債権の準占有者にあたり、Y会社のAに対する弁済には、民法478条適用の余地があるとし、右弁済の時点で、Y会社従業員ZはAが旧債権者であることにつき善意であり、また、振込依頼書をC銀行支店窓口提出後、いったん帰社したときに譲渡通知書を開封・閲読して代表者に速やかに連絡をとり、振込送金手続きの取消しを試みるべき注意義務はZにはなく、Y会社が債権の準占有者たるAに弁済したことに過失はないとして、この弁済を民法478条により有効とした。Xから、控訴。

【判旨】控訴棄却

第2審は、原審がY会社がAに対してなした弁済はAの譲渡通知到達後になされたとしたこと、Aが債権の準占有者にあたることを踏襲し、「控訴人が当審で主張する点を考慮しても、被控訴人の旅ランド（Aのこと一引用者註）に対する弁済につき被控訴人が善意無過失であることは左右されるものではな

い。」と判示し、Y会社のAに対する弁済を民法478条により有効とした⁽¹⁾。

【研究】

一 問題の所在

本判決は、債権譲渡の債務者に対する対抗要件である譲渡通知（民法467条1項）が債務者のもとに到達した後に債務者が無権利者である譲渡人（以下、「旧債権者」という）に弁済をなした場合において、この弁済を債権の準占有者に対する弁済（民法478条）とみとめて有効としたものである。判例通説によれば、譲渡通知が債務者の了知可能な状態にあるならば、譲渡債権は債務者との関係でも有効に譲受人に移転するので、その通知が債務者のもとに到達した以上、債権者は、譲受人でしかありえない。しかし、それにもかかわらず、譲渡通知到達後に債務者が旧債権者に対してなした弁済を民法478条により有効なものとするれば、民法467条1項の債務者に対する対抗要件の機能は、全く失われることになる⁽²⁾。その一方で、譲渡通知到達後に債務者が旧債権者に対して弁済をなしたと評価されうる場合であっても、その弁済が債務者が譲渡につき善意であることによってなされたときもある。かかる債務者に二重弁済・履行遅滞の危険を強いることは、譲渡当事者間の公平に反するであろう。したがって、本件のような事案では、債務者に対する対抗要件の機能を維持しつつ、かかる債務者の保護を図るべきだという命題が生じることになる。この命題をいかにして解くかが、問題とされている。本判決は、この問題につき、一定の結論を出したものであるという点で、意義があるといえよう。

二 譲渡通知到達と債務者による旧債権者に対する弁済の先後関係

弁済は、「債務者が債務の内容である給付をその債務の本旨にしたがって実現し、これによって債権者が一定の財貨獲得の目的を達成したために債権が消滅すること」をいう⁽³⁾。したがって、債務者によって債権者に対して弁済がなされたといえるためには、給付の実現によって債権者が一定の財貨獲得の目的を達成したことが必要不可欠な要素となる⁽⁴⁾。

本件のように債務者・旧債権者間の決済方法が銀行振込とされている場合に

は、債務者が仕向銀行に振込を依頼し、その仕向銀行が債務者の指定した債権者の取引銀行である被仕向銀行における債権者の預金口座に一定金額を入金することを委託し、被仕向銀行がこの委託に基づき債権者名義の預金口座にその金額を入金するので⁽⁵⁾、通常取引通念に照らせば、給付の実現によって債権者が一定の財貨獲得の目的を達成したといえる時点は、被仕向銀行による債権者の預金口座への当該入金についての記帳時ということになる。それゆえ、本件においては、被仕向銀行であるB銀行が債務者から振込依頼を受けた仕向銀行であるC銀行から入金委託を受けてこれを旧債権者の預金口座に記帳したのは、午後3時16分以降のことであるから、債務者からの旧債権者に対する弁済は、それ以降になされたということになる。譲渡通知が債務者のもとに到達したのが午後12時ころであることも考慮すると、債務者による旧債権者に対する弁済は、譲渡通知到達後になされたといえる。先に述べたように、債務者への通知到達後は譲受人が新債権者として譲渡債権の帰属を債務者に対抗できるとされているので、本件債務者が旧債権者になした弁済は、無効な弁済となる。ここでは、譲渡当事者間の公平の理念から、かかる債務者を保護することが要求されうるが、民法468条2項の適用は困難であるから、民法478条によってこの弁済を有効なものとしてできないかということが、検討されることになるのである。

三 譲渡通知到達後に債務者が旧債権者に対してなした弁済と民法478条の適用の可否

以下、本件債務者による譲渡通知到達後の旧債権者に対する弁済を当事者間の公平の理念から有効とすることができるか否かについて、判例・学説の両面から、この問題がどのように扱われているかを概観しておこう。

1 まず、判例についてであるが、本判決以前の判例の中には、譲渡通知到達後に債務者が旧債権者に対してなした弁済につき、その有効性を否定し、民法478条の適用をみとめないものがあった。例えば、東京地判昭和43年11月29日金法536号24頁（〔判例①〕とする）は、「債権譲渡とその通知があった以上、このような旧債権者は債権の準占有者ではないと解すべきである。けだしその

ように解しないと債権譲渡の対抗要件の規定によって債権者を画一的に定めようとする法律の趣旨に反するからである。」と判示して、通知到達後に債務者が旧債権者に対してなした弁済を民法478条により有効とすることを否定した。〔判例①〕は、民法478条を適用して譲渡通知到達後に債務者によってなされた旧債権者に対する弁済を有効なものとする、債務者に対する対抗要件規定(民法467条1項)の機能が全く失われて無意味になることから、民法478条の適用を否定したものである。また、債権の多重移転の事案であるが、大判昭和7年5月24日民集11巻1021頁(〔判例②〕とする)は、確定日付のない譲渡通知が債務者になされ、その後に差押命令・転付命令が債務者に到達したが、債務者が債権譲受人に弁済をなした事案で、民法467条2項により差押債権者が新債権者であって債権の譲受人は無権利者であり、債務者が後者に対してなした弁済は無効であるとし、民法478条を適用してかかる債務者の弁済を有効とすることは民法467条2項の規定を無意味にするものであるから、民法478条の適用はないとした。〔判例①〕と〔判例②〕は、債権の多重移転の事案であるか否かという違いはあるものの、民法467条の機能を維持しこれを無意味なものとしないうちに、債務者に民法478条の適用を認めないという点で共通している。しかし、〔判例②〕と同様に債権の多重移転のケースであるが、確定日付ある譲渡通知が債務者になされ、その後に差押命令・取立命令が債務者に送達されたところ、債務者が劣後する差押債権者に一部弁済をなした事案で、最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁(〔判例③〕とする)は、「右規定(民法467条2項のこと一引用者註)は、債務者の劣後譲受人に対する弁済の効力についてまで定めているものとはいえず、その弁済の効力は、債権の消滅に関する民法の規定によって決すべきものであり、債務者が、右弁済をするについて、劣後譲受人の債権者としての外観を信頼し、右譲受人を真の債権者と信じ、かつ、そのように信ずるにつき過失のないときは、債務者の右信頼を保護し、取引の安全を図る必要があるので、民法四七八条の規定により、右譲受人に対する弁済はその効力を有するものと解すべきである・・・そして、このような見解を採ることは、結果的に優先譲受人が債務者から弁済を受けえない場合が生ずることを認めることとなるが、その場合にも、右優先譲受人は、債権の準占有者たる劣

後譲受人に対して弁済にかかる金員につき不当利得として返還を求めること等により、対抗要件具備の効果を保持しえないものではない」と判示した。〔判例③〕は、民法467条が譲受人が債務者に譲渡債権帰属を対抗するための要件及び多重譲渡における債権の譲受人が他の譲受人に譲渡債権帰属を対抗するための要件について規定したものであることを前提とし、同条2項は多重譲渡の場合において債務者が無権利者である劣後譲受人に対して弁済をしたときの効果については一切規定していないから、同条と民法478条との競合の問題は生じないとする。それゆえ、かかる債務者には、民法478条の適用の余地があるとするのである。

本判決の先例とされるべきは、〔判例①〕であるが、本判決は、〔判例①〕で判示された理論を採用せず、本判決も原審の「債権譲渡がされた場合における債務者との間の関係における債権の帰属の問題は、債務者に対する通知又は債務者の承諾という債務者対抗要件の具備の時期により決すべきものであるが(民法四六七条一項)、右規定は債務者が行った弁済の効力についてまで定めているものとはいえず、その弁済の効力は債権の消滅に関する民法の規定を併せて考慮して決すべきである。」という判示部分を踏襲していることから、事案の性質上直接の先例とはならないが、民法467条と民法478条との競合の問題は生ぜず、多重譲渡の場合において無権利者である劣後譲受人に対して善意無過失で弁済した債務者に民法478条の適用の余地があるとした〔判例③〕の理論を維持しており、〔判例③〕から多大な影響を受けているといえよう⁽⁶⁾。

2 次に、学説についてであるが、本判決が出されるまで、債務者に対する譲渡通知が到達した後に債務者が旧債権者に弁済した場合、その弁済が民法478条により有効とされるか否かについては、学説上、ほとんど議論されていなかった⁽⁷⁾。本判決の登場により、学説は、肯定説と否定説とを生じた。まず、肯定説は、前掲〔判例③〕が債権の多重移転の場合において劣後する差押債権者に債務者が弁済をなしたときにこの弁済を民法478条により有効とする余地があるとした根拠を援用し、民法467条1項、2項ともに「債務者にとっては、誰が債権者であるかの決め手となる基準であるから、二項の場合の劣後譲受人への弁済に適用を認めるなら、一項の場合の譲渡人への弁済にも四七八条の適用

を認めるのが素直な解釈であろう。」とする⁽⁸⁾。また、債務者が譲渡通知到達後に旧債権者に対して弁済をなした場合であっても、債務者が譲渡につき善意無過失でこれをなすこともあり、債権譲渡が債務者の関与なく行われるものであることに鑑みれば、善意無過失の債務者を保護することは譲渡をめぐる当事者間の公平に合致するから、かかる債務者の弁済を民法478条によって有効とすべきであるという見解も存在する⁽⁹⁾。一方、否定説は、「債権譲渡の対抗要件が、債務者の認識を基軸とする対抗要件である以上、債権譲渡の通知が問題なく到達した後は、旧債権者となった譲渡人には、もはや債権の準占有者たる外観は生じえず、「弁済者の善意・無過失を論じる前提の債権準占有者性を欠く」というべきである。」とする⁽¹⁰⁾。池田教授は、債権の準占有者を「債権者その人らしい地位を外観的に保有する人」とされ、譲渡通知到達後、譲渡債権は旧債権者から新債権者へと移転し、旧債権者は無権利者そのものになるから（民法467条1項）、かかる旧債権者は、「債権者その人らしい地位」を「外観的」にも「保有」していないとされるのである。また、譲渡通知到達後に旧債権者に対して弁済をなした債務者を民法478条によって保護することは債務者に対する対抗要件制度（民法467条1項）を否定することになるので認められないとする見解もみられる⁽¹¹⁾。

四 本判決の検討

1 検討の前提

本判決を検討する前提として、民法467条1項の制度趣旨を明らかにしておきたい。判例通説は、民法467条1項が債務者に対する対抗要件規定でもあるとして、同条同項は債務者に通知又は承諾により譲渡について知らせ、無権利者たる旧債権者（譲渡人）に債務者が無効な弁済をなすことを防止したものであり、それゆえ、通知又は承諾がなされない限り、譲渡債権は債務者との関係で譲受人に移転しないとす。しかし、このような理解では、譲渡契約の効果に矛盾が生じることは避けられず、債務者が譲渡につき善意で旧債権者に弁済した場合は、民法468条2項によってその保護を図れば足りる。民法467条1項は、フランス民法1690条の対抗要件主義によって説明されるべきではなく、債

権譲渡の効果たる債権の移転は譲渡人・譲受人間の譲渡契約締結によって債務者及びそれ以外の第三者との関係でもただちに生じるといふ、ドイツ債権譲渡制度における譲渡契約の効力によって説明されるべきと思われる⁽¹²⁾。民法467条1項が債権の特定承継の原則を採用しているとすれば、債務者との関係で債権移転が生じるための通知又は承諾は不要とされるから、債務者は、ともすれば表見譲受人に無効な弁済をなす恐れがある。そこで、新債権者たる譲受人に通知又は承諾によって債権者たる資格を証明させることで、債務者が表見譲受人に無効な弁済をなすことを防止する必要がある。これについて規定したのが民法467条1項であるとの理解は、右に述べた判例通説の問題点に鑑みれば、あながち不当なものとはいえないであろう⁽¹³⁾。それゆえ、債務者は、通知又は承諾に従って新債権者(譲受人)に弁済をなせば、確実に債務から解放される⁽¹⁴⁾。すなわち、民法467条1項は、新債権者たる譲受人に通知又は承諾によって自らの権利者としての資格を証明しなければ、新債権者は譲渡債権の行使を債務者に対抗できないとする規定であるといえ⁽¹⁵⁾、債務者が通知又は承諾に従って新債権者に弁済をなせば、債務者は債務から解放されることについても述べた規定であるといえよう。

2 譲渡通知到達後に債務者が旧債権者に対してなした弁済に民法478条が適用されるとすることについて

本判決は、譲渡通知到達後に債務者が旧債権者に対してなした弁済に民法478条が適用される前提として、民法467条1項が債務者がおこなった弁済の効力についてまで規定しているものとはいえず、その弁済の効力については債権の消滅に関する民法の規定によることを指摘している。しかし、私見では先にみたように、民法467条1項は、債務者が通知又は承諾に従って新債権者(譲受人)に弁済をなしたならば、債務者は債務から解放されるとし、債務者の弁済の効力についても規定しているのであって、これ以上に民法の債権の消滅に関する規定によって債務者の弁済の効力が規律される理由はない。それゆえ、上に述べた本判決の前提は、崩れているといえよう。本判決が譲渡通知到達後旧債権者に譲渡につき善意無過失で弁済をなした債務者を保護するために、民法478条を持ち出すことは、その適用の前提を欠く不当なものとして評価できる。本件

のように民法467条1項の適用がある場面において、民法478条の適用は、問題となりえないのである。

しかし、本件のように、譲渡につき善意で債務者が譲渡通知到達後に旧債権者に弁済をなしてしまう場合もあるのであって、この場合に民法467条1項の適用があるからといって、新債権者に債務者に対する譲渡債権の行使を認めることは、債務者に二重弁済と履行遅滞の危険を強いることになり、譲渡をめぐる当事者間の公平に反する。

3 民法468条2項適用による債務者救済の妥当性

ところで、本件の債務者は、譲渡通知到達前に「給付をするのに必要な行為」を完了したといえるであろうか。すなわち、債務の履行をなすために債務者のなすべきことを既に完了したといえるであろうか。本件債務者の「給付をするのに必要な行為」とは、債権者又は債務者の住所地以外の第三地（被仕向銀行支店の債権者の預金口座）に目的物たる金銭を送付することである。本件債務者は、いわゆる送付債務を負っていることになる⁽¹⁶⁾。送付債務の場合、債務者が目的物を分離してこれを第三地に発送（送付）することにより、債務者が「給付をするのに必要な行為」を完了したことになる⁽¹⁷⁾。したがって、本件債務者は、仕向銀行支店に出向き、自己の預金口座から債権者の預金口座に電信扱いで送金すること（振込）をその銀行支店に依頼したのであるから、目的物たる金銭を分離してこれを第三地である被仕向銀行の債権者の預金口座に発送（送付）したといえ、「給付をするのに必要な行為」を完了したといえる。そして、その行為は、譲渡通知到達前に完了しているのである。譲渡通知到達前になされた本件債務者のその行為については、本件債務者は、これを民法468条2項により新債権者（譲受人）に対抗できる。その結果、本件債務者は、新債権者のために「給付をするのに必要な行為」をなす必要はないことになり、すなわち、新債権者に対して送金（振込）をなす義務（支払をなす義務）を負わないことになる⁽¹⁸⁾。それゆえ、本件債務者は、新債権者（譲受人）に対する二重弁済・履行遅滞の危険から解放されることになる。このような法的な結果は、民法468条2項の制度趣旨の一つでもある、譲渡をめぐる当事者間の公平に合致するものである⁽¹⁹⁾。本件は、このように民法478条ではなく、民法468条2項

によって、譲渡をめぐる当事者間の公平から債務者を保護すべき事案ではなかったのではなかろうか。私見によれば、債務者保護によって債務者に対する対抗要件（民法467条1項）の機能が失われるということはないのであり、一で述べた問題も解決できると考える。

- (1) なお、その後、Xは、上告したが、最高裁は、上告を受理せずこれを棄却した。
- (2) 池田真朗「債権譲受人が債務者に対する債権譲渡の対抗要件を具備した後における債権譲渡人に対して債務者のした弁済が債権の準占有者への弁済として有効とされた事例」判タ1099号（平14）74頁。
- (3) 於保不二雄『債権総論』〔新版〕（有斐閣・昭47）348頁。同旨、我妻栄『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店・昭39）213頁、奥田昌道『債権総論』〔増補版〕（悠々社・平4）487頁。
- (4) 磯村哲編『注釈民法（12）』（有斐閣・昭45）40頁〔奥田昌道執筆〕、野澤正充「債務者に対する債権譲渡通知がされた後に債権譲渡人に対して債務者のした弁済が債権の準占有者への弁済として有効であるとされた事例」判時1709号（平12）209頁。
- (5) 鈴木禄弥=竹内昭夫編『金融取引法大系 第3巻』（有斐閣・昭58）62頁〔松本貞夫執筆〕。
- (6) 中舎寛樹「債権譲渡通知後における譲渡人への弁済と民法四七八条」別冊法時21号（平12）40頁、秦光昭「債権譲渡の債務者に対する通知がされた後に債務者が譲渡人に対してした弁済が民法四七八条により有効な弁済と認められた事例」金法1546号（平11）5頁。
- (7) 中舎・前掲注（6）39頁。
- (8) 吉田光碩「債権譲渡と民法四七八条」銀行法務21・570号（平11）46頁。
- (9) 秦・前掲注（6）5頁。
- (10) 池田・前掲注（2）78頁。
- (11) 野口恵三「債権譲渡通知が送達された後に、債務者が債権譲渡人に支払ってしまった弁済の効力」NBL663号（平11）67頁。
- (12) この点について詳しくは、拙稿「ドイツ債権譲渡制度における譲渡契約の効力—ドイツ民法三九八条の立法過程を中心として—」広島法学26巻3号（平15）277頁以下、同「ドイツ債権譲渡制度における債務者に対する対抗要件（一）—ドイツ民法四一〇条の立法過程を中心として—」広島法学26巻4号（平15）214頁以下を参照。なお、

本文に述べたドイツ債権譲渡制度における債権譲渡契約の効力を以下便宜上、「債権の特定承継の原則」と表記することにしたい。

- (13) この詳細については、拙稿「ドイツ債権譲渡制度における債務者に対する対抗要件（二・完）—ドイツ民法四一〇条の立法過程を中心として—」*広島法学*27巻1号（平15）102頁以下を参照。
- (14) 有泉博士は、この旨を端的に指摘しておられる（有泉亨「債権譲渡の対抗要件—民法第四六七条二項の第三者」*民事法判例研究会『判例民事法昭和八年度』*（有斐閣・昭12）191頁参照）。
- (15) なお、ここでいう「対抗」とは、「相手方当事者に自らの主張を認めさせること」と定義することにしたい。
- (16) 前田達明『*口述債権総論*』〔第3版〕（成文堂・平5）44頁参照。
- (17) 前田・前掲注（16）44頁、大判大正8年12月25日民録25輯2400頁。
- (18) このことは、債務者が譲渡通知到達前に旧債権者に対して弁済をなした場合に、この債務者は民法468条2項によって新債権者に対して弁済をなす義務を負っていないことと平行に理解することができる。
- (19) 我妻・前掲注（3）516頁、奥田・前掲注（3）440頁等。